

- ②「兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則」、「県立大学の授業料等の免除等に関する取扱要領」、「授業料の免除等の審査基準」において、一定の条件を充たす者について授業料の額の全部又は一部を免除することができる旨が定められている。また、免除の額(科目履修生及び聴講生並びに研究生の授業料の免除は除く)については総額につき枠が設けられており、平成18年度においては、授業料収入予定額の8.5%に相当する額の範囲内とされている。
- ③「県立大学の授業料等の徴収に関する取扱要領」において、学年中途に退学した場合、退学月の翌月以降に係る授業料の額は、調定を減額し、既に徴収した額が過納となる場合は過納額を還付するものとされている。
- ④授業料の徴収は、前期(4月から9月まで)、後期(10月から翌3月まで)各々の徴収期限が4月30日、10月31日と定められている。納期限までに完納しない者に対し、「財務規則」第41条に基づき、20日以内にその者に対し、10日以内の期限を指定して督促状により督促することとされている。また、「財務規則の運用について」第3-9督促により、納期限までに完納しない者に対して督促をした場合には、「税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例」第3条により延滞金を徴収することが定められている。

(2) 監査手続

授業料にかかる事務手続が適正になされているか、各キャンパスにつき以下の点につき検証した。

- ①授業料算定資料を入手し前期授業料に関し、4月初めの在籍人員、控除人員(休学者)につき学務課作成の在籍異動月報と照合し、その後の人数の変動(退学、休学、授業料免除)に付いても学務課、総務課作成の関係帳票と照合し、授業料収入が適正に計上されているかの検証(網羅性の検証)をした。また、一部の退学者、休学者につき授業料の返還が適正になされているか検証した。
- ②授業料免除者のうち全額免除者、半額免除者につき「兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則」、「県立大学の授業料等の徴収に関する取り扱い要領」、「県立大学の授業料等の免除等に関する取扱要領」に則り適性に執行されているか、「免除決定者一覧」を入手し、各キャンパス4名につき申請書、添付書類の確認、判定書、本部よりの決定通知書の閲覧、関連帳票との照合を行い、検証した。また、授業料の全部又は一部を免除することのできる総枠が定められていることから、総枠である「総額等」(「兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則」第2条)の妥当性についても検証した。
- ③平成18年4月末の収納未済一覧表を入手し、納期限までに入金していないものに対し、財務規則第41条に基づく適切な督促(納期限までに完納しない者があるときは、20

日以内にその者に対し、10日以内の期限を指定して督促状により督促することとされている)が行われ、その後入金するまでのフォローがなされているか、検証した。

(3) 監査結果

① 授業料収入の網羅性について

「授業料算定資料」(総務課作成資料)と在籍異動月報、またその後の人数の変動(退学、休学、授業料免除)については学務課、総務課作成の関係帳票と照合した結果、一部調整が必要なキャンパスもあったが、授業料が網羅的に計上されていることについては、いずれのキャンパスも問題は認められなかった。なお、明石キャンパスについては、在籍異動月報は利用されていなかった為、学務課作成の学生名簿と照合した。

② 授業料免除について

授業料免除者のうち全額免除者、半額免除者につき免除決定者一覧を入手し、申請書、添付書類の確認、判定書、本部よりの決定通知書の閲覧、関連帳票との照合を行った結果、神戸学園都市キャンパスにおいて判定書が残されておらず、担当者が交代していることもあり、確認できなかったことを除き、特段問題となる事項は認められなかった。また、授業料の全部又は一部を免除する総額等(「兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則」第2条)の妥当性については、本部で作成している授業料の全部又は一部の免除総括表を検討した結果、授業料徴収予定額に対する免除額の割合は6.53%と県が定めた割合8.5%以内であり、問題事項は認められなかった。

③ 授業料未済分の督促について

平成18年4月末の収納未済一覧表を入手し、納期限(平成18年4月30日)までに入金していないものに対し、財務規則第41条に基づく適切な督促が行われ、その後入金するまでのフォローがなされているか、検証した。その結果、各キャンパスにより管理の仕方は一様ではなかったが、規定に従い督促状を出し、督促状を出した以後においても入金のない先については、個別にメモ等を作成するなどその後のフォローもなされていることを確認した。

なお、平成18年度の授業料の納付状況を示すと、以下の通りであり、出納閉鎖期限までの納付率は100%となっている。

(単位：千円、%)

キャンパス名	調定額	納期内納付		納期後納付	
		納付額	納付率	納付額	納付率
神戸学園都市	993,174	958,315	96.5	34,858	3.5
姫路書写	986,955	959,316	97.2	27,638	2.8
播磨科学公園都市	460,837	440,834	95.7	20,003	4.3
姫路新在家	454,202	440,093	96.9	14,109	3.1
明石	251,511	239,500	95.2	12,010	4.8
合計	3,146,681	3,038,061	96.5	108,620	3.5

④学生情報システムの利用上の不満について（意見）

学生情報システムよりアウトプットされる在籍異動月報については、明石キャンパスにおいては月次では利用されていない（年度末においては、在籍者の情報を別途入力されている）。明石キャンパスにおいて、この在籍異動月報が利用されていないのは、1)以前はこの在籍異動月報そのものが求められていたが、現在では求められていないこと、2)このシステムを利用しても学年別のデータが取れず別途資料を作成する必要があり、使い勝手があまりよくないこと、3)明石キャンパスは看護学部のみであり人数も少ない為パソコンを利用しハンドで集計するほうが却って分かりやすいこと、とのことであった。また全般的に言えることであるが、授業料の各担当者は、手書きの管理台帳を作成したり、調定決定書をコピーしたり、何らかの手作業で授業料の管理をおこなっている。しかしながら、このような利用のされ方では、多額の費用（学生情報システム全体の総リース料 289 百万円）をかけ作成したシステムの本来の目的が達成されているとは言えず、経済性、効率性、有効性の観点からは問題があるものと考える。システム構築に際し、ユーザの要望を十分に配慮して構築する必要がある。

⑤未収管理の統一的取扱いについて（意見）

督促の基本的な考え方は規則等において明らかにされ、また、督促状の様式も作成されているが、個人別に督促等の管理をする必要のある者については、各キャンパス毎に担当者の工夫により行なわれているのが現状である。これは、兵庫県立大学学則第32条では授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付がない場合には、除籍されることになっている為、単に未収管理だけの問題ではなく、個別管理がおこなわれているものと思われる。また、現在例えば、播磨科学公園都市キャンパスにおいては、姫路工業大学の学生と県立大学の学生が共存しており、姫路工業大学の学生に対しては督促状発送後一定期間経過した者に対し、保証人宛に催告書を送付しているが、県立大学生に関しては発送していない。これは、姫路工業大学学則、及び授業料取扱内規により催告書の発送が求められているのに対し、県立大学の規則等においては、催

告書を発送する根拠となるものがないことによる。このように、各キャンパス、属する大学、担当者等により、未収管理の状況に差異があるが、県立大学としてどのように管理するのが、最も効率的であるかを考え、未収管理に関する統一的な取扱を検討されてはいかがであろうか。

C. 研究料

(1) 概要

研究料収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	-	-	-
姫路書写	840	1,260	420
播磨科学公園都市	-	-	-
姫路新在家	-	-	-
明石	-	-	-
高度産業科学技術研究所	12,600	13,860	13,440

研究料は、兵庫県立学校授業料等徴収条例第3条の4において規定され、共同研究のために民間企業等から派遣される研究員の研究料であり、年額420千円と定められている。共同研究費と同様、外部資金的な性格を有するものと考えられる。

当該研究料については、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」が定められており、申請から研究の完了報告までの手続き、また特許に係る権利の取扱い等が定められている。

(2) 監査手続

高度産業科学技術研究所における平成18年度の取引の内、金額上位2件について、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づき、共同研究申請書、共同研究受入決定通知書、共同研究契約書、共同研究完了報告書が作成されているか、書類相互間に整合性はあるか、につき検証した。

(3) 監査結果

高度産業科学技術研究所における金額上位2件については、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づき、共同研究申請書、共同研究受入決定通知書、共同研究契約書、共同研究完了報告書が作成されており、書類相互間にも整合性が認められ、問題は認められなかった。

D. 大学公開講座受講料

(1) 概要

大学公開講座受講料収入の直近3年間の推移 (単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	569	864	542
姫路書写	827	577	-
播磨科学公園都市	-	-	-
姫路新在家	-	-	-
明石	916	958	945
高度産業科学技術研究所			

大学公開講座は、各キャンパス等の意向に基づき生涯学習交流センターによる全学的な視点から企画・計画され、生涯学習推進委員会の決定に基づき、キャンパスの教授等が講師となり開講されている。インターネット、新聞等により募集され、往復はがき等により申し込みを受け付けるが、収入に関するフローは各キャンパスにより多少異なる面があるものの、概ね以下の通りである。

- ①案内書を送付するときに申込用紙を添付しており、申込時に、直接現金持参か現金書留（または、郵便為替）により送られてくる。これに基づき、受講者の名簿が作成され、決裁がとられ調定がなされる。
- ②現金の入手により即日又は翌日に現金払込書が作成され、兵庫県の口座のある公金取扱銀行に持ち込まれるが、現金（郵便為替）を受領した後銀行に振り込まれるまでの間、現金出納簿に記入され受払残の管理がなされる。ただし、現金は、5万円に達するまでは、最高5日分を取りまとめて払い込むことができるとされている。

(2) 監査手続

神戸学園都市キャンパス、明石キャンパスについて、平成18年度の任意の特定月につき、以下の手続をおこなった。

現金（郵便為替）入手時に即納書（複写式の領収書は、返送されるか研修会当日に本人に渡されるとのこと）が発行されるため、現金出納簿の入金額について、即納書と照合し、銀行への払い込み額との整合性を検証した。また、即納書については、連続性（網羅性）を確認すると共に、即納書の管理状況についても検証した。

(3) 監査結果

両キャンパスとも現金出納簿の入金額については、即納書金額と一致し、銀行への払い込み額との整合性についても問題はなかった。

なお、以下の点が指摘される。

①即納書用紙の管理について（意見）

即納書の連続性（網羅性）については問題なかったが、50枚綴りの冊数の管理は両キャンパスともなされていなかった。即納書は領収書と一体となっているものであり、不正防止の観点からも消耗品出納簿で受払管理することが必要と考えられる。

また、神戸学園都市キャンパスについては、即納書は会計年度ごとに別冊とされてはいたが、未使用部分について打抜き（1/3程度裁断）されていなかった。ルールに従い打抜きを実行しておく必要がある。

②公開講座受講料の見直しについて（意見）

神戸学園都市及び明石キャンパスにおける公開講座（各キャンパス任意に1件抽出）に係る収入と支出を対応させた収支決算を示すと、次の通りである。

（単位：人、千円）

項目	神戸学園都市キャンパス 食文化教室	明石キャンパス 国際セミナー
収入	25人 167千円	141人 944千円
支出	143	1,283
収支	23	△339

公開講座受講料については、「兵庫県立学校授業料等徴収条例」第4条において、大学の公開講座受講料の額は、4,900円とする。ただし、当該公開講座の時間数が5時間を超える場合には、4,900円にその5時間を超える時間5時間（5時間未満の端数があるときは、これを5時間とする）ごとに900円を加算した額と定められており、民間の同種の講座と比較すると低めに設定していると考えられる。地域住民の生涯学習に対する支援という意味合い、また講座の内容にもよるが、受講者は特定の県民を対象として実施されるものであることを考慮すると、公開講座に必要な直接経費（資料代、講師代等）は回収することのできる水準に、公開講座の受講料を設定することが必要と考える。

E. 大学入学料

(1) 概要

大学入学料収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	171,061	176,983	184,653
姫路書写	161,642	162,234	163,644
播磨科学公園都市	88,773	93,003	85,220
姫路新在家	82,682	80,962	81,328
明石	47,827	44,753	46,163
高度産業科学技術研究所	85	-	-

入学料は兵庫県立学校授業料等徴収条例第2条に基づき、入学に際し徴収される。金額については、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者及び学部から引き続き当大学の大学院に入学する者には、甲欄(282千円)が適用され、その他のものには、乙欄(423千円)が適用される。入学料は、合格通知と共に送付された一連の入学書類の中にある整理票(領収書とセット)と共に現金(郵便為替)で送られてくるが、整理票は入金証として、また、領収書は先方に返送される。現金(郵便為替)の入手により調定が行われるが、以後は公開講座と同様の手続きにより兵庫県の公金取扱銀行の口座に振込まれる。

(2) 監査手続

大学入学料にかかる事務手続きが適正になされているか、各キャンパスにつき以下の点につき検証した。

- ①総務課が作成した入学料算定資料を入手し、志願者数、受験者数、合格者数等が記載されている学務課作成の大学入学者選抜実施状況等と照合し、入学料収入が網羅的に計上されているか、検証した。
- ②また、甲欄適用者については、一部抜き取りで入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者及び学部から引き続き当大学の大学院に入学する者に該当するか否か、住民票記載事項証明書の住民となった年月日を確認することにより検証した。

(3) 監査結果

①入学料算定資料の内部チェックについて(意見)

入学料算定資料を入手し、学務課作成の大学入学者選抜実施状況等と照合した結果、辞退者等の調整後の人数は一致し、入学料収入の網羅性につき問題は認められなかつ

た。しかしながら、この検証作業については、比較的少人数のところは、容易に調整できたものの、調整に手間取るキャンパスがあったのも事実である。総務課作成資料と学務課作成資料の整合性を確認することで入学料に関する誤り、不正等の防止に一定の効果が期待されることから、担当者以外の上席者が、整合性のあることをモニターすることは必要であると考える。また、学務課作成の資料については、名称、様式が各キャンパスで少しずつ異なっており、統一しておくことが管理上望ましいものと思われる。

②甲欄適用者の適否について

一部抜き取りで甲欄適用者について、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者及び学部から引き続き当大学の大学院に入学する者に該当するか否か検証した結果、問題は認められなかった。

F. 大学入学考査料

(1) 概要

大学入学考査料収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	33,057	35,162	39,195
姫路書写	27,287	25,103	29,572
播磨科学公園都市	38,120	35,745	37,200
姫路新在家	14,869	18,786	18,352
明石	9,768	9,751	10,266
高度産業科学技術研究所	-	-	-

入学考査料は兵庫県立学校授業料等徴収条例第2条に基づき、入学考査を受けるに際し学部は17千円、大学院は30千円徴収されるが、2段階選抜(AO入試)の場合は、第1段階目の選抜(出願書類等による選抜)に係る額は4千円、第2段階目の選抜(学力検査その他による選抜)に係る額は13千円とされている。

(2) 監査手続

入学考査料にかかる事務手続きが適正になされているか、各キャンパスにつき以下の点につき検証した。

- ①大学入学考査料算定資料を入手し、学務課作成の大学入学者選抜実施状況等と照合し、入学考査料収入が網羅的に計上されているか、検証した。

②2段階選抜（AO入試）については、入試の申込み時に、第1段階目、第2段階目の合計額17千円の入学考査料を徴収するため、第1段階目の考査で不合格となった受験者に対し、第2段階目の考査料13千円が返還されているか、検証した。

(3) 監査結果

①入学考査料算定資料の内部チェックについて（意見）

大学入学考査料算定資料を入手し、学務課作成の大学入学者選抜実施状況等と照合した結果、両資料の人数は一致しており、入学料収入の網羅性につき問題は認められなかった。なお、大学入学料と同様、この検証作業については、総務課作成資料と学務課作成資料の整合性を確認することで考査料に関する誤り、不正等の防止に一定の効果が期待されることから、担当者以外の上席者が、整合性のあることをモニターすることは必要であると考える。また、学務課作成の資料については、名称、様式が各キャンパスで少しずつ異なっており、統一しておくことが管理上望ましいものと思われる。

②段階選抜における返還金の適否について

段階選抜（AO入試）の第1段階目の考査で不合格となった受験者に対し、第2段階目の考査料13千円が返還されているか検証した結果、問題は認められなかった。

G. 外国人留学生教育委託費

(1) 概要

外国人留学生教育委託費収入の直近3年間の推移

（単位：千円）

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	1,562	2,596	2,143
姫路書写	-	-	-
播磨科学公園都市	523	1,524	1,071
姫路新在家	-	-	-
明石	-	-	-
高度産業科学技術研究所	-	-	-

外国人留学生については大きく国費留学生と私費留学生に分けることができるが、このうち国費留学生は、さらに大使館推薦、国内採用、大学推薦の3つに区分される。この3区分における留学生の教育費をどこが負担するかについては、次の通りである。

区分	教育費負担
大使館推薦	入学検定料、入学料、及び授業料等は文科省負担
国内採用	入学検定料及び入学料は本人負担、授業料等は文科省負担
大学推薦	入学検定料、入学料、及び授業料等は大学負担

外国人留学生教育委託費は、国費留学生のうち大使館推薦及び国内採用による留学生の文科省による教育費負担額を収入として計上しているものである。

(2) 監査手続

平成18年度の神戸学園都市、播磨科学公園都市両キャンパスの外国人留学生教育委託費につき、以下の手続を実施した。

- ①収入に計上されている国費外国人留学生教育費内訳を入手し、外国人留学生が国費留学生であるか否かにつき、国内採用による国費留学生については文科省からの通知（国内採用による国費留学生判定結果一覧）と照合し、また、大使館推薦による国費外国人留学生については、文科省からの受入れ依頼（大使館推薦による国費外国人留学生一覧）と照合した。
- ②学務課作成の外国人留学生受け入れ状況を査閲し、収入に計上されるべき国費外国人留学生が全て収入に計上されているか、網羅性の検証をおこなった。

(3) 監査結果

①関係資料の整合性について

収入に計上されている国費外国人留学生教育費内訳を入手し、外国人留学生が国費留学生であるか否かにつき、国内採用による国費留学生については文科省からの通知（国内採用による国費留学生判定結果一覧）と照合した結果、また、大使館推薦による国費外国人留学生については、文科省からの受入れ依頼（大使館推薦による国費外国人留学生一覧）と照合した結果、両資料は一致しており、問題は認められなかった。

②収入の網羅性について

外国人留学生担当課作成の外国人留学生受け入れ状況を査閲した結果、収入に計上されるべき国費外国人留学生が網羅的に収入に計上されていることを確認した。

H. 教職員住宅賃貸料

(1) 概要

教職員住宅賃貸料収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	6,675	6,551	6,283
姫路書写	7,065	6,561	6,434
播磨科学公園都市	4,965	4,799	4,273
姫路新在家	2,257	2,502	2,143
明石	5,991	5,577	5,674
高度産業科学技術研究所	-	-	-

県立大学では、職員に住宅を賃貸し、この収入を教職員住宅賃貸料として計上している。

なお、この賃貸は、「大学教職員住宅管理規則」及び「大学教職員住宅管理要綱」に則り賃貸されているものである。

(2) 監査手続

教職員住宅賃貸料にかかる事務手続きが適正になされているか、各キャンパスにつき以下の点につき検証した。

- ①教職員住宅賃貸料の明細を入手し、平成18年3月分に付き調定決定書と照合すると共に、調定書添付の教職員住宅使用料明細の金額と「大学教職員住宅管理要綱」の住宅区分ごとの入居料月額、駐車料使用料月額と照合
- ②平成18年度に入居者がいるキャンパスについては任意に2名抽出し、教職員住宅入居申込書、教職員住宅入居許可書、請書（入居の許可を受けた者が知事に提出する誓約書）を閲覧し、「大学教職員住宅管理規則」、「大学教職員住宅管理要綱」に則り入居手続きが適正になされているか、検証した。
- ③平成18年度に退去者がいるキャンパスについては任意に1名抽出し退去届、教職員住宅明渡し検査項目等退去に伴う一連の書類を閲覧し、適正に退去に伴う検査がおこなわれているか、退去者が「大学教職員住宅管理要綱」に基づき適性に費用を負担しているかにつき、検証した。

(3) 監査結果

①入居料月額等の適否について

教職員住宅賃貸料の明細を入手し、平成18年3月分に付き調定決定書と照合すると共に、調定書添付の教職員住宅使用料明細の金額と「大学教職員住宅管理要綱」の住宅

区分ごとの入居料月額、駐車料使用料月額と照合した結果は、一致しており問題は認められなかった。

②入居手続の適否について

平成18年度に入居者がいるキャンパスについては任意に2名抽出し、教職員住宅入居申込書、教職員住宅入居許可書、請書（入居の許可を受けた者が知事に提出する誓約書）を閲覧し、「大学教職員住宅管理規則」、「大学教職員住宅管理要綱」に則り入居手続が適正になされているか検証した結果は、特に問題は認められなかった。

③退去手続の適否について

平成18年度に退去者がいるキャンパスについて任意に1名抽出し退去届、教職員住宅明渡し検査項目等退去に伴う一連の書類を閲覧し、適正に退去に伴う検査がおこなわれているか、また、退去者が「大学教職員住宅管理要綱」に基づき適正に費用を負担しているかにつき、検証した結果、一部書類の不備が認められるところがあった（神戸学園都市キャンパス、姫路新在家キャンパス、明石キャンパスにおいては、検査を行い必要な補修を退去者にしてもらってはいるものの検査が適正に行われたかを示す検査項目等のチェック表等が残されていなかった）が、実質的には問題はないものと認められた。

I. 延滞金

(1) 概要

延滞金収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	727	644	757
姫路書写	88	165	198
播磨科学公園都市	26	61	66
姫路新在家	63	58	62
明石	3	19	42
高度産業科学技術研究所	-	-	-

「地方自治法第231条の3」（督促、滞納処分等）を受け、「財務規則第41条」において分担金、使用料、手数料及び過料に係る歳入を納期限までに完納しない者に対して督促をした場合には、「税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例第3条」の規定により、延滞金を徴収することが謳われている。延滞金収入は、授業料に関し納期限までに完納しなかった者に対して督促をしたことにより、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、未納入の金額に一定率を乗じ徴収したものである。

(2) 監査手続

平成18年度の各キャンパスにおける延滞金につき、「財務規則第41条」、「税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例第3条」に則り、適正に延滞金が算定され調定されているか、検証した。

(3) 監査結果

各キャンパスとも、下記事項を除き、適正に算定され計上されているものと認められた。

①延滞金算定誤りの再発防止について（意見）

明石キャンパスにおいては、平成18年度の内部監査において、延滞金の算定誤りが2件指摘されていた。決算上は修正され問題はないが、誤りの原因を究明し、再発防止策を講じておく必要がある。

J. 県立大学研究調査受託費収入

(1) 概要

研究調査受託費収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	1,502	1,530	4,688
姫路書写	44,209	44,449	65,455
播磨科学公園都市	49,808	42,215	57,117
姫路新在家	16,776	24,246	19,700
明石	-	-	-
高度産業科学技術研究所	(注) 234,496	90,605	63,376
合計	346,792	203,045	210,336

(注) 大口の受託研究（大阪大学122百万円）があったことによる。

県立大学研究調査受託費収入は、企業等の学外から委託を受けて行う研究、試験、試作等に関し、研究支援者等の賃金又は報償費、旅費、消耗品費等の当該研究遂行に直接必要な経費（直接経費という）、及び直接経費以外に必要な間接経費を委託者が負担する場合の直接経費部分である。なお、間接経費部分は、「K. 県立大学外部研究等資金受入金③受託研究間接費」として計上されている。

当該受託研究については、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」が定められており、申請から研究の完了報告までの手続き、また特許に係る権利の取扱い等が定められている。

(2) 監査手続

平成18年度の取引の内、各キャンパス金額上位2件について、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」に基づき、委託研究申請書、研究等受託承認申請書、研究受託承認書、受託研究契約書、受託研究完了報告書が作成されているか、書類相互間の整合性につき検証した。

(3) 監査結果

上記手続を実施した結果、受託研究は、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」に基づき、必要な書類が作成され、また、書類相互間の整合性についても特段の問題は認められなかった。

K. 県立大学外部研究等資金受入金

(1) 概要

外部研究等資金受入収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	4,847	1,000	2,934
姫路書写	118,871	131,539	142,553
播磨科学公園都市			68,868
姫路新在家	9,890	16,512	20,620
明石	7,314	15,222	33,085
高度産業科学技術研究所	120,548	104,622	112,636
合計	261,470	252,187	380,696

外部研究等資金受入金は、研究に関し外部より受け入れた資金であるが、主な内訳としては研究助成金、共同研究直接経費、受託研究間接経費、科学研究費補助金の間接経費がある。

- ①研究助成金は、「兵庫県立大学研究助成金等取扱要綱」において、教育及び学術研究に使用されることを目的とする助成金であり、受託金を含まないものとされている。また、教育研究に支障があると認められるもの、また、学術研究の結果生じた権利を助成申出者に譲与または使用させること等を条件とした助成は、受けることはできないとされている。手続きとしては、助成申込書を学長に提出し、学長が適当と認めたものに付き承認が与えられる。助成金は、一般会計の歳入予算に計上し収入され、知事は助成金相当額を一般会計の歳出予算を通じ兵庫県立大学学術奨励会に交付し、学術奨励会が研究助成金の当初の目的に従い各研究者に支給すると共に、研究助成交付金の管理を行っている。
- ②共同研究直接経費は、共同研究の相手方から研究者及び研究経費、又は研究経費を受け入れて、大学の教員と共同研究の相手方研究者が対等の立場で共通の課題について

共同して行う研究に関し、共同研究の相手方が、共同研究遂行の為に、特に必要となる旅費、消耗品費、使用料等の直接経費を負担する場合のその負担金である。

当該共同研究については、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」が定められており、申請から研究の完了報告までの手続き、また特許に係る権利の取扱い等が定められている。

- ③受託研究間接経費は、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」において、明確には定められてはいない。しかしながら、同要領第4条2項において、「委託者は受託研究遂行のために特に必要となる旅費、消耗品費、使用料、備品購入費、光熱水料等の経費を負担するものとし、大学はその7%を大学の運営に要する経費に充当するものとする」旨定められており、会計的な解釈としては、この金額が受託研究間接経費と考えられる。しかし、大学の解釈としては、「大学の運営に要する経費」に充当するものは、大学本部で使用する経費を意味し、概念的には受託研究間接経費とは異なるとのことであり、契約上間接経費とされるものを、ここで言う受託研究間接経費として計上することとしている。また、同要領第17条において、国の機関又は独立行政法人等が公募する事業に申請し採択され受託研究を行う場合において、経費の取り扱いが当要領と異なる内容の規定又は契約条項が指定されたときは、その規定を優先させることができるとされている。

- ④科学研究費補助金の間接経費は、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究者代表および研究分担者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するものとして交付されるものである。間接経費は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに使用するのが原則であるが、やむを得ない事由により直接経費を翌年度に使用することが認められた場合には、これと連動して間接経費を翌年度に使用することも認められている。

(2) 監査手続

①研究助成金

研究助成金は、助成申込書を学長に提出し、学長が適当と認めたものに付き承認（助成金受入承認書）が与えられることから、助成金の明細より各キャンパスとも任意に2件抽出し、助成申込書と助成金受入承認書の査閲を行い、助成金の内容、金額の確認を行った。なお、助成金申込書の提出が困難なものについては、助成申込みの内容が確認できる交付決定書等と照合した。また、研究助成金については、助成金相当額を一般会計の歳出予算を通じ兵庫県立大学学術奨励会に交付し、学術奨励会が研究助成金の当初の目的に従い各研究者に支給すると共に、研究助成交付金の管理を行っていることから、

一部のキャンパス(神戸学園都市、姫路新在家)について学術奨励会の事務の管理状況につき聴取した。

②共同研究直接経費

平成18年度の取引の内、各キャンパス金額上位2件について、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づき、共同研究申請書、共同研究受入決定通知書、共同研究契約書、共同研究完了報告書が作成されているか、また書類相互間の整合性につき検証した。

③受託研究間接経費

「J. 県立大学研究調査受託費収入」において検証することとした各キャンパス2件につき、契約上の間接経費が計上されているか、検証した。

④科学研究費補助金の間接経費

平成18年度の取引のうち各キャンパス共任意に2件抽出し、科学研究費補助金交付決定通知書と照合した。

(3) 監査結果

①研究助成金について

各キャンパスとも任意に2件抽出し、助成申込書と助成金受入承認書の査閲を行った結果、また助成金申込書の提出が困難なものについては、助成申込みの内容が確認できる交付決定書等と照合した結果は、特に問題となる事項はなかった。

②県立大学学術奨励会の預金残高管理について(意見)

学術奨励会が研究助成金の当初の目的に従い各研究者に支給すると共に、研究助成交付金の管理を行っていることから、管理状況につき聴取した結果については、以下の点が指摘される。

(姫路新在家キャンパス)

- ・日常の管理帳票としては1ヶ月単位で作成している多桁式の支払額一覧(記載項目:支払日、教員名、企業名、経費名、金額、経費形態別支払額累計及び支払累計額)、助成金出納計算書(教員毎の経費形態別の支払明細及び助成金残高)はあるが、預金の残高を示す帳票(一般的に言えば出納帳)が作成されておらず、残高の管理がなされているとは言い難い。多桁式の支払額一覧が作成されていることから、これに期首残高欄及び支払後の残高欄を設けることにより、記帳後の残高が常に明示され残高管理ができると考えられるため、残高欄を設けておくことが必要と考える。平成19年3月末残高は15,953千円と多額にあり、不正防止の観点から日常的な残高管理を行う意味は十分にあると考える。

(神戸学園都市)

- ・神戸学園都市キャンパスについては、平成18年度の助成金受入額はなく前年度繰越額が1件のみであったため、1ヶ月単位で作成される交付金出納計算書（教員毎の経費形態別の払出額及び助成金の受入額、及び残高欄が設けられている計算書）がそのまま神戸学園都市キャンパスの預金残高となる為、残高管理はなされていると考えられるが、受け入れ助成金の件数が増えた場合には、上記と同様の問題が生ずる恐れがあり、留意しておく必要がある。

③共同研究直接経費について

平成18年度の取引の内、各キャンパス金額上位2件について、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づき、共同研究申請書、共同研究受入決定通知書、共同研究契約書、共同研究完了報告書が作成されているか、書類相互間の整合性につき検討した結果、問題となる事項は認められなかった。

④受託研究間接経費について

「J. 県立大学研究調査受託費収入」において検証することとした2件につき、契約内容を検証した結果、契約書等により間接経費としての金額が明示されているもののみ計上されていることを確認した。

⑤科学研究費補助金の間接経費について

任意に2件抽出した取引については、科学研究費補助金交付決定通知書と一致しており、問題は認められなかった。

L. 雑入

(1) 概要

雑入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	8,711	7,825	8,334
姫路書写	8,518	8,021	8,092
播磨科学公園都市	16,632	23,977	11,977
姫路新在家	1,257	1,214	1,124
明石	1,482	1,594	1,999
高度産業科学技術研究所	133	196	165

雑入勘定には、上記の勘定以外のものが含まれるが、各キャンパス共通のものとしては雇用保険料個人負担金、行政財産の目的外使用に係る水道光熱費（高度産業科学技術研究所を除く）が金額的にはおおきなウェイトを占めている。

兵庫県立大学において唯一学生寮を持つキャンパスである播磨科学公園都市の学生寮費もこの雑入の中に含まれている。同キャンパスの内訳を見ると、以下の通りである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
学生寮費 (注1)	4,282	9,000	9,038
水道光熱費	12,174	14,787	(注2) 2,729
雇用保険料	176	175	210
その他	0	15	0
合計	16,632	23,977	11,977

(注1) 学生寮は西播磨学生寮 (A、B棟)、西播磨学生寮 (C棟)、黎明寮の3つがあるが、学生寮費収入として計上されているのは前2者の寮についてのみである。黎明寮は、本来県立大学付属高校の寮であるが、県立大学が一部の階を寮として利用させてもらっているものである。このため、寮費収入は県立大学付属高校において計上されている。

(注2) 西播磨学生寮に係る光熱水道費及び生協ガス料金の支払い方法につき、寮生負担分、生協負担分を大学の収入を通さず直接支払う方法に変更したため、同額収入が減少したものである。

(2) 監査手続

雑収入については、播磨科学公園都市キャンパスにおける学生寮費 (収入) について、管理状況を含めその妥当性について検証した。

(3) 監査結果

播磨科学公園都市キャンパスにおける学生寮の徴収方法については、兵庫県立大学規程第48号「西播磨学生寮規程」第10条及び「兵庫県立大学西播磨学生寮管理要綱」第7条において、納入通知書により指定する期日 (毎月末日) までに納付しなければならない旨規定されている。

この規程に基づいた実際の徴収方法は、毎月の入金事務、未収管理に手間がかかることから、寮費及び入居者負担金 (電気、ガス、水道の使用料 (共用部分も含む) 等) を概算で半年分程先に学生寮運営協議会の名のもとに徴収し、その中から、県立大学として徴収すべき金額を毎月県の口座に振替、調定することとしている。半年間で徴収している1人当たりの金額は、西播磨学生寮A棟、B棟 (A、B合計120名) 及び黎明寮は75千円 (265名)、同C棟 (100名) は90千円である。このため、県の歳入としては延滞もなく適切に収入すべき日に寮費は徴収され調定されており、問題はないといえる。

しかしながら、寮費等を徴収し管理している学生寮運営協議会の実質の運営主体は播磨科学公園都市キャンパス総務課の事務担当者であり、寮費の管理は実質的には大学の総務

課で行っているといえる。従って、学生寮運営協議会の名の下におこなっている管理活動に対しても大学に責任はないとはいえないものと考えられる。

このため、総務課の担当者に寮費等の管理状況につき聴取し、帳票等を査閲したところ、以下の問題点が指摘される。

①前受金の受払管理について（意見）

前受けしている寮費等については精算が必要となる。この為には、受払管理簿（出納帳）の作成が必要と考えられる。しかしながら、精算時には、領収書等の証憑、預金通帳を基に寮費・光熱水費等出納明細が作成されてはいるものの、日々の受払、残高が分かる出納帳は作成されていない。現金、預金については、不正等のリスクが高い科目であり日々の受払管理をしておくと共に、担当者以外のチェックがかかる仕組みを作っておく必要がある。なお、監査時点では、従来の管理方法では問題が多いとの認識から、出金については支出決定書が作成され、総務課長、事務部次長、部長の承認が取られるようになっており、確認することができた。また、出納帳の作成も検討されているとのことであった。

②寮費の負担額の見直しについて（意見）

播磨科学公園都市キャンパスにおける学生寮費は月額一人3,000円（西播磨学生寮A棟、B棟、黎明寮）、及び4,000円（同C棟）となっている（兵庫県立大学西播磨学生寮管理要綱）。C棟の寮費が高いのは、最近建設された寮であり、トイレ、ユニットバスの付いた個室となっていることによる。しかしながら、寮に入居できず、民間の物件を賃借する場合、家賃はかなり高額（兵庫県立大学 学生生活実態調査 調査結果概要（平成18年12月）によると、自宅通学以外の学生の住居家賃については、大学院生の約半数が4万円以下ではあるが、学部学生の約6割が4万円から6万円との結果となっている）になり、入寮者との差は大きいものとなっている。

また、平成18年度の学生寮に係る直接経費は、下記の通りであり、学生寮費に対する入居者負担率は37%と大幅に収入を下回っている。

(学生寮に係る直接経費)

単位：千円)

項 目	金 額
人 件 費	7,662
光 熱 水 費	15,261
修 繕 費	629
自家用電気工作物の保安委託費	192
植栽維持管理委託費	104
エレベータ保守委託費	378
汚 水 清 掃 費	147
消 耗 品 費	28
費 用 計 (A)	24,401
学生寮費収入 (B)	9,037
(B) / (A)	37%

費用としては、直接経費以外に減価償却費、間接経費等もかかっておりこれらを考慮すると実費補償の観点からは寮費の設定基準を検討する必要があると思われる。なお、学生寮の入寮倍率は、平成17年度、18年度各々1.5倍、1.36倍である。

③前受金徴収額の見直しについて（意見）

徴収した寮費等は、9月までの退寮者を除き翌年の7月～8月にかけて年に1度精算されるが、精算される金額が平成18年度では、A、B両棟3,926千円（1人当たり平均32千円）、C棟7,305千円（1人当たり平均60千円）、黎明寮10,886千円（1人当たり平均41千円）と多額になっている。これは、徴収漏れが発生しないようにとかなりの余裕を持って徴収していることによることである。また、平成19年3月末時点での預金残高は、翌年度の寮費等も入金されることから、60百万円と多額になっており、盗難、不正が発生した場合のリスクも大きくなっている。徴収不足が生じた場合の手続きを考えると、余裕を持たせた金額を前受けするのも一理あると思われるが、現状の管理体制、金額の大きさからみると、前受金として徴収する金額を相当額減額することが望ましいものとする。

M. 後援会収入

(1) 概要

兵庫県立大学は、神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を平成16年4月に統合し設置された大学である為、後援会は現在も旧大学ごとに兵庫県立大学姫路後援会、兵庫県立大学神商会後援会、兵庫県立大学明石後援会として組織され運営されている。

その概況は次表のとおりである。

項目	兵庫県立大学 姫路後援会	兵庫県立大学 神商会後援会	兵庫県立大学 明石後援会
目的	大学（学部、学科）の運営に必要な援助を行う	学生生活に充実、大学（学部）運営に必要な援助をする	大学（学部）の運営に協力援助を行い、もって教育研究の発展に寄与する
事務局	事務嘱託2名	事務職員1名	学務課1名が兼務
入会金	12千円	12千円	12千円
会費	36千円	36千円	36千円
その他徴収金	大学拡充費 10千円 実験実習費 12千円	—	学生活動充実費 22千円

(2) 監査手続

本来後援会は、法律的にも組織的にも県立大学とは別個のものであり、包括外部監査の対象とはなりえないものであるが、後援会の目的が大学の運営に必要な援助を行うことを主たる目的としていること、後援会費の徴収を入学金と同時に徴収するなど大学の運営と一体として行われている面があることから、後援会活動について包括外部監査の視点から問題となる事項はないかヒヤリングを行った。

(3) 監査結果

兵庫県立大学姫路後援会に関して、姫路書写キャンパスにおいては、事務嘱託員2名（事務長、事務吏員）を置き、兵庫県立大学姫路後援会会則に則り、事務嘱託員が姫路後援会の会務、会計事務を行っている。後援会としての収入は、上表の通り入会金、後援会会費、大学拡充費、実験実習費からなり学生1人当たり総額70千円が入学時に徴収される。このうち実験実習費については、旧姫路工業大学の他のキャンパス（播磨科学公園都市キャンパス、姫路新在家キャンパス）に学生数等を基準に配分され、各キャンパスでの実験の為の諸費用、学会での発表の為の交通費等に使用されている。しかしながら、播磨科学公園都市キャンパス、姫路新在家キャンパス、においては、事務嘱託員がいない為、上記実験実習費の支給事務を県立大学の総務課が下記事務を代行して行っているのが現状である。

- ・総務課長が実験実習費受入れ銀行口座（普通預金通帳）の名義人となり資金を受け入れている。
- ・受入実習費は学生数等一定の基準で各教授に配分され執行されるものと、実験実習費要求書により申請し、学部長等を構成員とする予算委員会の承認に基づき執行されるものがあるが、いずれにしても、資金が大学の総務課において管理されていることから、大学の収入、支出に出てくるものではないが、管理責任は発生しているものと考えられ、管理状況について、確認した。
その結果以下の点が指摘される。

①現預金残高の管理の必要性について（意見）

総務課担当者により、パソコンにより「実習実験費出納簿」が作成されているが、この出納簿は経費区分別多桁式の費用の計上明細であり、受払残の様式にはなっていない。この為、帳簿上現金・預金残が把握できず現金・預金の管理帳としては、適切なものとはいえない。日々の残高が帳簿上明らかになるような様式の出納簿を作成する必要がある。また、総務課長は、この出納簿の内容を確認すると共に、少なくとも1ヶ月に1度は、この帳簿残高と預金通帳の残高が一致していることを確認をしておく必要があると思われる。

2. 教育研究活動に関する事項

(1) 研究費の内容について

県立大学の研究費は県の会計上歳出に計上される研究費と歳出に計上されない研究費に区分され、前者は内部資金と外部資金に区分される。各々の平成18年度の内容は次のとおりであり、合計額は1,971百万円になっている。

区 分		件数	金 額	内 容	
歳出に計上される研究費	内部資金	教員割当研究費		578,113	教員及び学生当校費の約60%が教員分で、職階に応じて配分される。
		特別教育研究助成金(研究費) (海外での学会・調査費)	89 (89)	91,590 (85,000) (6,590)	学長裁量(競争的配分) 学長・副学長の審査を経て、採用決定
		小 計	89	669,703	
	外部資金	共同研究費	79	142,928	他大学や企業等からの共同研究
		受託研究費	55	247,550	企業等からの受託研究
		寄附講座	1	15,000	企業等から受けた寄附講座
		研究助成金	218	145,370	企業からの研究寄附金及び財団等の競争的研究資金
		小 計	353	550,848	
	計	442	1,220,551		
	研 究 費 さ れ ない 歳 出 に 計 上	外部資金	科学研究費補助金	190	469,748
21世紀COE補助金			2	230,307	同 上
NEDO助成金等			4	51,260	経済産業省の競争的研究資金
計		196	751,315		
合 計	638	1,971,866			

外部資金のうち科学研究費補助金等が歳入・歳出に計上されないのは、研究代表者個人に対する補助金と位置づけされているためである。ただ、これら補助金のうち間接経費に充当すべき部分は県立大学の運営に要する経費に充当するため県立大学の歳入に計上されている。

(2) 研究に関する規程等について

研究に関する規程等として、県立大学では次のものを定めている。

- 1) 兵庫県立大学研究倫理指針
- 2) 兵庫県立大学研究倫理委員会規程
- 3) 平成18年度文部科学省及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金の取扱について
- 4) 兵庫県立大学受託研究取扱要領
- 5) 兵庫県立大学共同研究取扱要領
- 6) 寄附講座及び寄附研究分野規程
- 7) 兵庫県立大学学術奨励会規約
- 8) 兵庫県立大学学術奨励会内規
- 9) 兵庫県立大学特別教育研究助成金の交付に関する取扱方針
- 10) 県立大学教育職員の在外研究員等の取扱内規
- 11) 兵庫県立大学リサーチ・アシスタント制度実施要領

上記1)「兵庫県立大学研究倫理指針」は県立大学の教員、大学院生、客員研究員等を対象として研究を遂行する上で遵守すべき規準を定めたものであり、次の構成になっている。

1. 基本的考え方
2. 適用対象者
3. 研究者の責務
 - 3-1 基本的事項
 - 3-2 研究計画の立案・実施
 - 3-3 研究における協力者の意思の尊重
 - 3-4 資料・データ等の適切な方法による収集・管理
 - 3-5 個人情報の保護
 - 3-6 研究機器・薬品等の安全管理
 - 3-7 研究の透明性の確保
 - 3-8 研究成果の公表
 - 3-9 著者・共著者の考え方
 - 3-10 研究費の適切な管理
 - 3-11 他者の業績評価における留意事項
4. 兵庫県立大学の責務
 - 4-1 啓発・研修の実施

- 4-2 兵庫県立大学研究倫理委員会の設置
- 4-3 本指針に違反する行為の通報及び調査
- 4-4 本指針に違反する行為者等への対応
- 5. 事務
- 6. 補則

上記2)「兵庫県立大学研究倫理委員会規程」は第1条で研究倫理に関する事項について審議し、又は実施するため、兵庫県立大学研究倫理委員会を設置すると定め、第2条で次に掲げる事項を審議し、又は実施すると定めている。

- 1) 指針の運用及び規定の解釈に関すること
- 2) 研究倫理に関する学長からの諮問に関すること
- 3) 研究倫理に関する啓発及び研修に関すること
- 4) 指針に違反する行為に係る調査に関すること
- 5) その他研究倫理に関すること

第3条で委員会は次に掲げる委員をもって組織すると定めている。

- 1) 副学長のうち学長が指名した者
- 2) 人権啓発委員会委員長
- 3) 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部及び応用情報科学研究科から選出された教員各1名
- 4) 経済経営研究所、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所及び地域ケア開発研究所から選出された教員各1名
- 5) 事務局総務部長

なお、平成18年度には、当委員会は開催されていない。

上記3)「平成18年度文部科学省及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金の取扱について」は、補助金の預金の方法、収支簿の記載、支出状況の確認、補助金の使用方法、関係書類の整理・保管等事務的取扱いを定めたものである。

上記4)「兵庫県立大学受託研究取扱要領」は県立大学が学外から委託を受けて行う研究等に関し、必要な事項を定めたものである。

上記5)「兵庫県立大学共同研究取扱要領」は県立大学が民間等外部の機関と共同して行う研究の取扱い等に関して、必要な事項を定めたものである。

上記6)「寄附講座及び寄附研究分野規程」は寄附講座及び寄附研究分野の設置運営に関して必要な事項を定めたものである(寄附講座とは奨学を目的とする民間等からの寄附金により、当講座に係る人件費等諸経費を賄うものをいう。)

上記7)及び8)の「兵庫県立大学学術奨励会規約」及び「兵庫県立大学学術奨励会内規」は県立大学内に学術奨励会(会長:県立大学長)を設置し、その事業目的、管理組織等を定めているものである。

上記9)「兵庫県立大学特別教育研究助成金の交付に関する取扱方針」は県立大学における学術研究と教育の振興及び社会貢献の推進を図るため学長裁量により教員に特別教育研究助成金として交付するのに必要な事項を定めているものである。

上記10)「県立大学教育職員の在外研究員等の取扱内規」は県立大学の教育職員で、外国において、学術の研究調査等に従事する者について必要な事項を定めたものである。

なお、平成19年11月2日付で、県立大学は、公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「兵庫県立大学における公的研究費不正防止計画」を策定している。これは平成19年2月15日付文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」での要請を受けて、策定されたものである。

上記11)「兵庫県立大学リサーチ・アシスタント制度実施要領」は平成19年8月1日から施行されているものであり、兵庫県立大学の大学院博士課程に在籍する優秀な学生を本学の研究プロジェクト等に研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者として研究遂行能力の育成を図ることを目的とするリサーチ・アシスタント制度の実施に関し必要な事項を定めているものである。

(3) 教員割当研究費について

教員及び学生当り積算校費の予算は、各教員又は各講座に対して割当てられる。これは教員の教育研究活動に対する経費であり、学会等への出席旅費、備品・文献等購入費、アルバイトの賃金、需用費（消耗品費、印刷費等）等教員が個別に教育、研究に必要な基本的経費であり、各学部各研究科により、又、教員の職位により金额的に差異はあるが、おおむね年間教員1人当り2,000千円～500千円程予算配分されている。

この平成18年度の部局別金額及び予算配分方法は次のとおりである。

(単位：千円)

部 局 名	教員割当研究費	平成18年度末 4月1日現在 教員数	1人当り 平均研究費	配分方法
経済学部	26,213	49	534	A
経営学部	30,645	56	547	A
工学研究科	240,482	120	2,004	B
物質理学研究科及び 生命理学研究科	111,684	92	1,213	B
環境人間学部	83,476	82	1,018	A
看護学部	40,629	67	606	C
応用情報科学研究科	18,445	15	1,229	A
経済経営研究所	1,660	4	415	A
高度産業科学研究科	23,309	15	1,553	B
自然・環境科学研究所	*①			
地域ケア開発研究所	*②			
神戸学園都市学術情報館	1,570	3	523	A
合 計	578,113			

配分方法 A 教員1人毎に配分する方法
B 講座毎に配分する方法
C AとBの両方を組合せる方法

*① 当研究所の教員割当研究費は県立大学から支出せず、教育委員会等他の部局から支出している。

*② 当研究所の教育割当研究費は看護学部に含まれている。

①教員割当研究費の見直しについて（意見）

神戸学園都市キャンパス、神戸キャンパス及び姫路新在家キャンパスにおいては、教員割当研究費は教員毎に予算配分し、予算と実績を対比し管理している。

一方、姫路書写キャンパス及び播磨科学公園都市キャンパス及び高度産業科学技術研究所は講座（教員3名～2名グループ）毎に予算配分している。また、明石キャンパスはこれら両方の方法を組合せて予算配分している。これらの予算の管理状況をみると、的確に管理されていない部局（高度産業科学技術研究所、明石キャンパス）があるほか、

必ずしも予算枠が厳格に守られるわけではなく、最終的には部局全体での予算枠の管理になっている。教員ないし講座ごとに予算を配分するのは旧来からの慣行によるものであるが、本来予算の執行は優先度の高いものから行なわれるべきであり、一律平等に予算を配分すると教員ないし講座によっては非経済的な予算消化という事態が生ずる恐れもある。予算枠が厳しくなっている状況を踏まえると、旧来の慣習を打破し、大きい単位に予算割当てし、優先度の高いものから順に執行するよう改めることが望ましい。教員の職位毎ないし講座毎に一律に予算（執行可能額）を設定し、配分するのではなく、研究・教育活動計画に応じた配分あるいは評価結果に応じて重点的な配分をすべきである。その意味で、教員割当研究費の原資の過半を学部長又は研究科長裁量で重点的に配分するとか、課題審査のある学長裁量の特別教育研究助成金に廻すことを検討すべきである。

また、この教員割当研究費については、その取扱規程等はなく、研究計画書、研究実績報告書等の作成も特段求められていない。この関係もあり、当教員割当研究費による研究成果の学内における評価は制度的には実施されておらず、当研究費の効果は明確でない。教員割当研究費による研究計画書、研究実績報告書の作成を義務付けることが望ましい。

②教員割当研究費等の予算と実績の管理について（意見）

明石キャンパスでは教員割当研究費の予算は各教員、又は各講座へ一定の基準に基づき割当てされており、これを旅費、需用費、備品費、役務費等に分け、予算管理することとしており、この予算と実績との比較管理は電算機を用いて行なわれている。他の部局が手で管理されているのは異なるが、このシステムの運用状況を平成18年度執行結果一覧表（アウトプット資料）を閲覧し、検討したところ、予算に比べ実績が異常に少ない状況になっていた。事情を聴取したところ、支出実績の電算機への入力が的確に行なわれていないこと等から、正確な支出実績が集計されていないとのことであり、当システムが有効に活用されていない状況にあった。折角導入されているシステムであるので、有効に活用すべきである。

また、他の部局においても、科学研究費補助金による研究をはじめ研究テーマごとの費用実績集計は手で処理されているが、電算機処理による事務の効率化を図るべきである。（200頁参照）。

(4) 特別教育研究助成金について

県立大学特別教育研究助成金は次に掲げる研究等に対し教員の申請に基づき、学長が副学長と協議の上、予算の範囲内において採択の可否及び助成金の額を決定している。

区 分	内 容
先導的プロジェクト研究	日本及び世界をリードする独創的・先導的なプロジェクト研究又はこれに向けた導入研究
奨励研究	外部研究資金等の獲得が困難と思われる若手研究者が行う研究や基礎的研究等で、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究及び萌芽的研究
特別研究	学術研究の高度化につながる先端的、創造的研究
共同研究	領域を超えた部局を横断する共同研究
海外での学会発表、調査・研究	海外での学会発表のための出席や調査・研究のための海外渡航
教育改善に関する研究等	教育内容や教育方法の見直し、改善に関する研究や新たな取組み
国際交流の推進	海外の大学との学術研究交流(研究者交流、共同研究、セミナー等)で特に必要と認められるもの
部局独自事業	学部・研究科、研究所による特色ある新規事業
緊急を要する調査・研究	緊急に調査・資料蒐集等を行う必要が生じた場合に、速やかに対応すべき調査・研究
その他	特に、学長が助成する必要があると認める調査・研究

この各部局からの申請件数、申請金額に対する平成18年度の部局別交付金決定率は次表のとおりである。予算の制約もあり件数で52.4%、金額で28.5%と厳しい査定になっているが、各部局の交付金額、交付率をみると部局間ではバランスよく交付されているように思われる。

特別教育研究助成金の交付率

(単価：千円)

部 局 名	申請①		交付金		交付率		海外調査研究費
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
経済学部	12	32,037	7	8,700	58.3%	27.2%	1,350
経営学部	22	31,235	9	8,500	40.9%	27.2%	300
工学研究科	44	74,728	22	21,400	50.0%	28.6%	1,840
物質理学研究科	22	41,223	10	11,800	45.5%	28.6%	800
生命理学研究科	11	17,859	6	7,300	54.5%	40.9%	250
環境人間学部	22	32,843	12	9,300	54.5%	28.3%	1,250
看護学部	9	14,197	7	4,000	77.8%	28.2%	150
応用情報科学研究科	5	9,866	4	3,500	80.0%	35.5%	150
経済経営研究所	4	8,200	1	2,000	25.0%	24.4%	-
高度産業科学技術研究所	4	11,500	3	2,600	75.0%	22.6%	350
自然・環境科学研究所	11	19,335	5	4,900	45.5%	25.3%	150
地域ケア開発研究所	3	2,460	3	1,000	100.0%	40.7%	-
神戸学園都市学術情報館	1	2,848	0	0	0.0%	0.0%	-
合 計	170	298,331	89	85,000	52.4%	28.5%	6,590

この部局別研究区分別内訳は次表のとおりである。

特別教育研究助成金の研究区分別内訳

(単位：千円)

部 局 名	奨 励		特 別		共 同		教育改善		国際交流		部局独自		緊急等		合 計	
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額
経済学部	1	400	1	1,000	3	3,500	1	800			1	3,000			7	8,700
経営学部	2	1,000	4	3,900	1	1,000	1	1,300			1	1,300			9	8,500
工学研究科	9	9,100	8	9,100	2	2,300			3	900					22	21,400
物質理学研究科	4	3,500	4	6,100	1	1,500			1	700					10	11,800
生命理学研究科	2	2,900	3	4,100	1	300									6	7,300
環境人間学部			6	4,100	2	1,000	1	400	1	600	2	3,200			12	9,300
看護学部	4	1,650	1	1,000			2	1,350							7	4,000
応用情報科学研究科			3	2,700	1	800									4	3,500
経済経営研究所											1	2,000			1	2,000
高度産業科学技術研究所	1	800	2	1,800											3	2,600
自然・環境科学研究所	2	800			1	2,400					1	400	1	1,300	5	4,900
地域ケア開発研究所									2	800	1	200			3	1,000
合 計	25	20,150	32	33,800	12	12,800	5	3,850	7	3,000	7	10,100	1	1,300	89	85,000